

## 第9回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月7日(火)午後2時00分から午後2時48分
2. 開催場所 おりなす八女 小ホール
3. 出席農業委員(21名) 緊急事態宣言下のため農業委員会のみで開催した。
- |     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 月足 靖彦 | 2番  | 鶴木 敏通 | 3番  | 松尾 健一 |
| 4番  | 牛島 徹也 |     |       | 6番  | 角 秀次  |
| 7番  | 馬場 康浩 | 8番  | 大坪知美子 | 9番  | 中島 秀徳 |
| 10番 | 仁田原一太 |     |       | 12番 | 入江 保生 |
| 13番 | 高山 和典 | 14番 | 今村 嗣範 | 15番 | 増永 勝広 |
| 16番 | 古賀 則夫 | 17番 | 江崎 潔  | 18番 | 中村 善徳 |
| 19番 | 茅島 澄雄 | 20番 | 中村 輝義 | 21番 | 田村 一彦 |
| 22番 | 三宅 覚  | 23番 | 池尻 律芳 |     |       |

## 4. 欠席農業委員(2名)

- |    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 5番 | 小川 哲郎 | 11番 | 稲葉 初男 |
|----|-------|-----|-------|

## 5. 議事日程

- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第40号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定  
の処理について

議案第41号 農地法第4条の規定による許可処分の計画変更について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

## 6. 農業委員会事務局職員

局長	松藤 洋治	次長	平島 聡	書記	樋口 昌伸	書記	西原 佑
美	黒木支所	渡部 真弓	立花支所	大久保 南那瀬	上陽支所	松尾	
誠	星野支所	近藤 理和	矢部支所	城 豪志			

## 7. 会議の概要(発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に

関係すると思われる部分等については削除しています。)

議 長

みなさまこんにちは。本日は、令和3年第9回農業委員会総会を開催しましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。また、先月8月11日より非常に集中的な豪雨に八女市管内も見舞われました。農地、農業用関連施設にも甚大な被害が出ておるようでございます。被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げますとともに今後、災害復旧又施設の復旧が順調に進んでいくことを願っております。それではただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

( 議 長 着 席 )

議 長

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 21名 であります。

本日は農業委員のみで会議を行います。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議 長

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、10番仁田原一太委員、12番入江保生委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

日程 第3・議案の上程を行います。

事務局より案件の朗読をお願いします。

( 案件朗読 )

議 長

事務局朗読のとおり、報告1件・議案4件を一括議題といたします。

1ページをお願いします。

議 長	報告第17号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については9件です。解約のあった土地19筆のうち、田10筆、畑9筆、合計面積15,690㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 4ページをお願いします。
議 長	議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。
事務局	1番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。
事務局	2番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番は八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、農業委員18番中村善徳委員は席を下げてくださいようお願いします。 それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>

	<p>中村委員は元の席にお戻りください。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 8 番を事務局より説明をお願いします。
事務局	8 番について説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 9 番を事務局より説明をお願いします。
事務局	9 番について説明いたします。(議案書朗読) この土地は八女市空き家バンクに登録された物件登録番号第 1 2 5 番の空き家に付属する農地です。譲渡人の経営縮小と譲受人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 許可後はご夫婦で隣接する空き家へ移住予定で、お母さんが黒木町のご出身で、ご両親も黒木地区にお住まいであることから移住を決められました。農協の研修会に参加するなどして、ミカンや野菜の作付を行われる予定です。空き家に付属する農地であることから下限面積は 1 a です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 はい、田村委員。
農業委員 2 1 番	結果的には、販売農家になるということですか。農家としての権利を取得され、ミカンと野菜を作るということであるけども、新規営農だからそちらの方を優先するのかなとは思いますが、あくまでも空き家に付属した農地というのはかっこ書きでしかないのですよね。だからそのところがどうなのか、はっきりと分かりますか。自給的農

事務局	<p>家ならばどうかというところで、あくまでも新規営農であれば農家としての農地取得をされるのではないかなと思います。新規営農と書かれているので、その新規営農という言葉がどのようなことを意味するのかを分からないから質問しました。</p> <p>自給的農家になると思います。</p>
農業委員 21番	<p>自給的農家だと新規営農にはならないのではないのでしょうか。あくまでも農家で販売農家ではなく、ただ面積が500㎡程の空き家に付属した農地であるという位置付けだけではないのでしょうか。そこがよく理解できなかつたから、この書き方だとどうなのかなと思いました。販売農家なら40a以上でなければならぬ等、農家になるための様々な要件があると思います。新規営農と書かれているから聞きました。空き家に付属した農地であれば、そのまま問題はないのですが、新規営農ならいろんな補助の対象になると思います。</p>
事務局	<p>事務局長の松藤です。ご質問ありがとうございます。空き家に付属する農地で500㎡程の面積で販売農家になるということはなかなか厳しいと思います。この件につきましては再度、譲受人本人に確認して、次回のところで回答させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
農業委員 21番	<p>結果的に新規営農と認められ、基本的にこの方は営農者であるという位置付けになってくるから、どちらなのかというのを次回よろしくお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>質問ありがとうございます。ご指摘いただいた内容については事務局で確認をとった後、次回で報告させます。</p> <p>他にございますか。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>10番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小、譲受人の新規営農による所有権移転売買の申請です。</p> <p>譲受人は新規営農なため、併せてご説明いたします。こちらの農地を取得され、夫婦でキャベツを栽培される予定です。以前より地元で3年程キャベツの収穫作業を手伝わされており、農業経験は十分におありです。今回こちらの農地を知人の紹介により取得され、営農を開始されるものです。販売先は青果市場やネット販売を予定されております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>どうぞ、田村委員。</p>
農業委員 21番	<p>今回の譲受人は久留米市の方ですが、久留米の方の新規営農者になるわけですか。八女の新規営農者ではなくて、あくまでも新規営農としては久留米市での新規営農者で、それに付随して八女でも作物を作られるという位置付けなのか、どちらの地域ですか。</p>
事務局	<p>久留米ではあくまでも法人のお手伝いをしていたとのことだったので、今回八女で改めて新規営農されるとなっています。</p>
農業委員 21番	<p>ということは、組合資格としては、もしJAに例えば所属するとすれば、八女市又はJA福岡八女になるわけですか。</p>
事務局	<p>おそらく八女市で生産されてそのままJAに出荷されるので八女の組合になれるのかなとは思いますが、すいません、そこまで詳しくわかっておりません。</p>
農業委員 21番	<p>ならば久留米ではなくても問題はないわけですね。どちらの方が聞いているかなと。法人の方で久留米の方でやられているということだから、基本的にはそちらの方は法人だから自分の所得、個人の所得がないだろうと思うから、そうすると八女市でこういう形で自分で農業するということは八女市が拠点の新規営農になり、新規営農関係の申請をするときは八女市でするわけですね。という位置付けで僕は聞きました。</p>



事務局	その通りです。
農業委員 21番 議長	はい、分かりました。  質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。
事務局	11番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人と譲受人との自作地相互の交換による所有権移転交換の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。
事務局	12番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人と譲受人との自作地相互の交換による所有権移転交換の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。
事務局	13番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の子への贈与と譲受人の親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。
事務局	14番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の親族への贈与と譲受人の親族より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。
事務局	15番について説明いたします。（議案書朗読）父である譲渡人から子である譲受人への子への貸付・親より借受ということでの10年間の使用貸借権設定の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>9ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第40号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対して、決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が1件ございます。</p> <p>番号1番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>10ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第41号、農地法第4条の規定による許可処分の計画変更について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は八女市室岡にあります岡山小学校より西へ100m程進んだ農地になります。農地の区分は宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。(議案書朗読)登記・現況共に雑種地となっていますが、当初計画では建売住宅用地19戸となっており、まだ完成しておりません。転用制度では完成までは農地としての取扱いと</p>

	<p>なっております。この土地を、建売住宅用地19戸を目的として令和2年3月3日付で県の許可を受けたところでございますが、顧客のニーズに沿った販売が可能となるため、申請人が建売住宅用地19戸から特定建築条件付売買予定地19戸へ変更し、利用するための申請です。</p> <p>なお、特定建築条件付売買予定地とは転用事業者が当該土地を土地購入者と売買契約し、概ね3ヶ月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建築業者と建築請負契約をして家を建てていくものです。つまり、土地購入者が希望した建物を建てられるというものです。ただし、土地が最後まで残ると判断した場合は、残った土地に転用事業者自ら家を建てるといったものとなっております。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は敷地内の側溝を通して南側の水路へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p>
議 長	<p>続いて議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明します。申請地は八女市吉田にあります国道3号線の吉田交差点より北東へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内になる農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又</p>

	<p>は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えています。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地5区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意は不要であり、水利の承諾はとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。田村委員。</p>
農業委員 21番	<p>今回の譲受人は、非常に多くの物件を転用されているのではないかなと思うのですが、無事完成させているのでしょうか。僕も分かりませんが、よく名前を聞くので少し心配しています。そのところが少し気になっているところであるという意見です。</p>
議 長	<p>そういった意見があったということ留めておいてください。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は八女市吉田にあります長峰小学校より東へ100m程進んだ農地です。農地の区分は第1種農</p>

	<p>地と判断します。内容は番号1番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、社宅用地1戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水と同様に東側の側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地は八女市吉田にあります長峰小学校より北西へ50m程進んだ農地になります。農地の区分は宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を借人が貸人から賃貸借で借りまして、資材置場として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は敷地周りに素掘水路を作り、既存の管を通して南側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>また、借人からは農業土木の事業拡大に伴い、資材置場が手狭になっている状況、候補地を検討していたところ国道3号線及び県道久留米立花線に近く、適地と考えられ今回の申請となっております。また、申請地は令和2年10月28日に開催されました八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請さ</p>

議 長	<p>れたものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地は八女市吉田にあります長峰小学校より北西へ50m程進んだ農地になります。農地の区分は宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を借人が貸人から賃貸借で借りまして、資材置場として利用するための申請です。隣接する農地の同意は不要で、水利の承諾はとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は敷地周りに素掘水路を作り、既存の管を通して北側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>また、借人は現在敷地内に工事使用重機11台、コンクリートミキサー機器又運搬車両20台、社用車8台、従業員の車両など留置きしており、農業土木の業務拡大に伴い、既存の資材置場が手狭になっている状況です。計画地は本社から2kmと近く、型枠資材や建築資材等置き場又は建設関係車両の置き場として利用されます。また、申請地は令和2年10月28日に開催されました八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外の決定後、今回申請されてあるものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

議 長	<p>( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地は八女市馬場にありますが八女市総合体育館より北へ100m程進んだ農地になります。農地の区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は道路に埋設された側溝を通して北側にある水路へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>



事務局	<p>6番について説明いたします。場所は黒木町桑原の国道442号線沿いにありますセブンイレブンの交差点を北に200m程進んだところに位置する農地になります。農地の区分は1番に同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から購入され、専用住宅用地として利用するための申請です。水利委員の承諾はあり、隣接する農地の同意もあります。</p> <p>8月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽を設置され、東側の水路へ排水される計画で、雨水も同様です。排水に関して特段問題ないと確認しております。以上よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。申請地は立花町兼松の高山公民館より200mほど東に位置する農地になります。農地の区分は2種と判断いたします。内容は3番と同じです。（議案書朗読）こちらの土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられて、専用住宅用地として利用するための申請です。譲受人は夫婦で、こちらの土地にご自身方の家と息子さんご夫婦の家の2棟を建てられる予定です。隣接農地の同意と水利の承諾はとれております。</p> <p>8月25日に現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は農地の東側と西側の水路へそれぞれ排水される計画で、特段問題ないことを確認しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。申請地は立花町北山の小路公民館の南側に位置する農地になります。農地の区分は第1種農地と判断いたします。内容は1番と同じです。(議案書朗読)こちらの土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられて、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接農地の同意と水利の承諾はとれております。</p> <p>8月25日に現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は北側にある水路に排水される予定です。特段問題ないことを確認しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>

議 長	<p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p>( 閉会宣言 2時48分)</p> <p>令和3年9月7日</p> <p>議 長</p> <p>10番</p> <p>12番</p>
-----	---